

令和５年度第３回調布市国民健康保険運営協議会 議事録

令和５年１２月２２日（金）午後２時から

文化会館たづくり西館３階 健康増進室

出席委員 板橋 幸義，伊藤 恵，菊池 兼輔，倉田 道夫，
井上 博文，野瀬 冬樹，南 清隆，
佐藤 堯彦，澤井 慧，松野 英夫，宮本 和実，山根 洋平

事務局 （福祉健康部参事）風間 雄二郎

（保険年金課長）荒木 優一，（保険年金課長補佐）若松 靖高

（保険年金課給付係長）荒谷 太郎，（保険年金課給付係給付担当係長）宮崎 房子

（保険年金課給付係主任）下田 章子，（保険年金課資格課税係長）穂山 雄一

<凡例> 発言者の表記について

「会長」 : 運営協議会会長

「被保」 : 被保険者を代表する委員

「医療」 : 保険医・保険薬剤師を代表する委員

「公益」 : 公益を代表する委員

<次 第>

1 開 会

2 議 題

第3期調布市国民健康保険データヘルス計画の策定について（諮問）

<資 料>

資料1 第3期調布市国民健康保険データヘルス計画の策定について（諮問）（案）

資料2 第3期調布市国民健康保険データヘルス計画について（概要）

資料3 第3期調布市国民健康保険データヘルス計画（案）

◆調布市国民健康保険運営協議会委員名簿

◆調布市国民健康保険運営協議会事務局職員一覧

<議事要旨>

1 開 会

会長 皆さんこんにちは。ただいまから令和5年度第3回調布市国民健康保険運営協議会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日も、会議を公開して開催いたしますのでご了承をお願いいたします。

2 議 題

第3期調布市国民健康保険データヘルス計画の策定について（諮問）

会長 本日は、1件の諮問事項がございます。これから皆様を代表して、長友市長代理の伊藤副市長から諮問書を受け取ります。伊藤副市長、お願いします。

副市長 調布市国民健康保険運営協議会会長 宮本和実様

調布市長 長友貴樹

第3期調布市国民健康保険データヘルス計画の策定について（諮問）

調布市国民健康保険条例施行規則（昭和49年調布市規則第29号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

1 諮問事項

第3期調布市国民健康保険データヘルス計画の策定について

2 諮問理由

調布市では、国の方針に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的で効率的な保健事業の実施を推進するため、平成30年3月に現行の第2期調布市国民健康保険データヘルス計画を策定し、これまで継続して被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化に取り組んできたところである。

同様に、調布市特定健診・特定保健指導実施計画についても、データヘルス計画に包含する形で策定し、事業を推進している。

現行計画の計画期間が令和5年度までとなる中、被保険者の高齢化が進む現状

において被保険者の健康の保持増進を図ることは、国民健康保険の運営上、益々重要となっている。

そこで、現行計画に基づく現況や課題を踏まえ、健康・医療情報を活用して被保険者の健康課題を明らかにし、より実効性の高い保健事業を計画的に推進することにより、健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図り、もって医療費の適正化に資するため、令和6年度からの次期国民健康保険データヘルス計画の策定について諮問するものである。

よろしくお願いします。

(副市長から会長に諮問書を手渡す)

会長 ただいま諮問書をいただきました。諮問にあたりまして、ご挨拶をいただきたいと思えます。伊藤副市長お願いします。

副市長 本日はご多用の中、第3回調布市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして本当にありがとうございます。本来ならば市長の長友がここへ出席してご挨拶するところではありますが、代わりに私がご挨拶させていただきます。

近年の医療費の非常に急激な高騰化もあって、厳しい財政状況が国保財政においては続いているということで、令和5年度、今年度から国保税率の改定をさせていただきました。そのような中、それと同時に重要なデータヘルス計画、生活習慣病の改善などに役立つ計画を進めているところであり、それを3回目ということで来年度に向けて今回改定をさせていただきますが、その審議を皆様方にご議論いただいて、計画を策定し実行してまいりたい、そのように考えていますので、本当に簡単な議論にはならないと思いますが、活発に、専門的な見解も含めてご意見をいただきながら、良い計画を我々も実行していきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。委員の皆様には、本日、諮問内容について、意見等を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。なお、伊藤副市長は、ここで

退席されますので、ご了承いただきたいと思います。

副市長 よろしく願いいたします。

(副市長退席)

会長 それでは、これより次第２の議題に入ります。先程、「第３期調布市国民健康保険データヘルス計画の策定について」の諮問をいただきました。内容としましては、令和６年度から令和１１年度までの６年間を計画期間とする新たな計画の策定であり、前回会議において現行計画との比較などの説明が事務局からあったところです。今回、諮問を受けて改めて説明等をいただきたいと思いますので、事務局からお願いいたします。

(事務局から説明)

会長 ありがとうございます。では、諮問に対する検討に進みたいと思います。

 今回の諮問は、これまでも市で取組みを進めてきた現行計画を改定し、第３期調布市国民健康保険データヘルス計画を策定することについてとなります。

 本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」や「国民健康保険法」の規定による国の指針に基づいて定めるものであり、求められる内容や市で計画期間に取り組むべき内容などが記載されるべきものと思われます。

 つきましては、皆様よりご意見をうかがったうえで、最終的な当協議会としての考えをまとめていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

 それでは、皆様よりご意見をうかがいたいと思います。取りまとめの方向性などについて、お考えやご意見をいただければと思います。また、ご質問やご確認などでも構いませんので、ご発言をよろしくお願いいたします。

公益Ｕ ご説明ありがとうございました。今お話にありましたこの第３期のデータヘルス計画を主に、新規で入ったもの、それから方向性についてはこの内容で問題はない

という認識で私は考えております。これは所定の様式に沿って、今回それがアップデートされているというふうに伺っておりますので、今後この計画を進めていく上で非常に有益なものになっていくものになるというふうに考えております。

ここで示された計画の内容自体には問題はないという認識に立った上で、前回の運営協議会でも質問させていただきましたけれども、健診の受診勧奨の取組みについて、どのような取組み、受診勧奨について対する周知、受診率を上げていくための取組みで、具体的にどういったことをお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

事務局 特定健診等の受診率の向上に対する取組みということでご説明させていただきま
す。前回の運営協議会でもご案内させていただいたところではございますが、受診
勧奨につきましては、以前は電話勧奨させていただいた分につきまして、ハガキで
の受診勧奨というところに移行しております。それにつきましては一定程度の効果
を見込んでおりますので、特定健診におきましてもこの取組みを引き続き継続して
まいりたいとは考えておりますが、その内容につきましては、例えば対象とする年
代ですとか、対象者をより精査しまして、より効果的に勧奨できるような方々に対
して発送をしておりますが、受診期間のうちに2回勧奨ができるようにというよう
なところも進めてまいりたいと思っております。

以上ですが、また、個別の事業の実施の中で、より検討していきたいと思ってお
りますのでよろしくお願いいたします。

公益U ありがとうございます。ハガキでの勧奨であったり電話での勧奨であったり、
ただ、ホームページとか市報とか、いろいろな媒体に出すのも当然やられていると
いうことは察しておりますけれども、とにかく当該予定者に届くということが大事
になってくると思いますので、より効果的にしていただいて、それをそれぞれいろ
んな所でしっかりとしつつ、健診であったりとか、自治会とかそういった所の掲示
板ですとか、対象者の方々が住んでおられるエリア、生活圏の中にどんどん入り込
んで、さまざまな場面でそういう形でもたくさん周知ということがこの受診率の向
上という知らせを見て、電話がかかってきた、電話に出られない方がいらした、そ

ういうのを経て重ねてみることで、行動に繋がっていくかと考えますので、しっかりとこういった周知の取組みを進めていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。

公益R 少しお伺いしたいと思います。1点目ですけれども、2ページ目のデータヘルス計画の最終評価という項目がございますけれども、その5番の、薬剤併用禁忌予防啓発について、「評価が困難」という評価になっているんですけれども、「評価が困難」とはどういったことを示しているかというのを教えていただけますでしょうか。

事務局 こちらの薬剤併用禁忌予防啓発事業ですけれども、まずこちらの事業につきましては、記載している内容ではございますけれども、飲み合わせで健康被害が起こってしまうような処方、処方されている方に対しましてそういった通知を差し上げて、できればそのお薬を止めていただいたりとか、飲み合わせ、もう少し量を減らしたりというようなことを指導する、保健指導をする事業でございます。

 こちらにつきましては、計画期間中の分析をして、対象者の方の抽出をしていたところではありますが、その内容が、本当にごく微量のものであったりとか、その方の状況に照らし合わせまして、保健指導まで至らなかったというようなケースがほとんどでございまして、それにつきまして薬剤師会や医師会とご相談はさせていただいたところではありますが、保健指導まで必要のない内容というようなことで、ご助言をいただいておりますので、実際保健指導まで至らなかったというような状況です。

 そうしますと、その評価、例えば前年度保健指導した方が次年度その服薬が変わっているのか止まっているのかということが評価できなかったというようなことでありますので、お薬の禁忌の状況につきましては通知をさせていただいたところではありますが、実際に保健指導までに至らなかったのが評価が難しいというようなことになっています。

公益R ありがとうございます。そうすると評価対象というのは、人数がどうなのか、

何人、どういうパーセンテージなのか人数なのか、範囲は分かりますか。

事務局 こちらの評価につきましては基本的に指導した人数とその後、その方々が複数、対象が複数いればそういった割合も評価の対象になりますが、実際保健指導の対象がいなかったので評価できないというようなことになっております。

公益R そうすると、対象がいらないから対象者が0人というそういう意味合いですか。

事務局 指導対象は0人ということで評価しております。

公益R ありがとうございました。私もお薬手帳を持っていたもなかなか持ち歩かないことが多かったりするわけなんですけれども、この事業6にある、受診行動適正化の指導について、さらに計画的に適正な医療受診、服薬を周知、医薬品等による健康被害を防ぐというところ、これがまた関連した事業になっているということによりよいのでしょうか。このあたりお願いします。

事務局 今おっしゃっていただきました通り、この受診行動適正化の中で、この併用禁忌の対応ですとか、お薬手帳の普及啓発を継続して実施する予定でおります。

公益R ありがとうございます。具体的にはどういった施策が想定されるのでしょうか。

事務局 こちらの受診行動適正化につきましては、詳細は資料3の計画案の78・79ページの内容になります。それにつきまして、上から3つ目の対象者がございますが、その中で、重複受診、頻回受診、重複服薬、あと多剤服薬と併用禁忌がございます。

説明においても簡単に触れさせていただきましたが、重複受診というのは1つの疾病でいろいろな医療機関に行ってしまう、そうしますと、その方の負担にもなりますし、それが例えば、どの医療機関も初診ということになってその初診料がかかってしまったりということになりますので、適正な医療機関で別の内容ということで診ていただいて、受診して治療していただくというところを一度必要であれば保

健指導する、通知をして受診をするというような流れになっております。

(2)(3)(4)も同じように、頻回ということで、ひと月に何回も病院に通ってしま
うとか、重複服薬も同じような症状で同じようなお薬を色々な医療機関に処方され
て、それを服薬すると、お薬手帳があればそういったところが詳細に、ここで確認
できるんですが、そういったことが難しいということになるとやはり重複服薬が起
きてしまいますので、そういったところが確認された方に通知を行っていくという
ことになります。服薬の状況を基本的には通知をさせていただいて保健指導まで繋
げるというようなことで考えております。

公益R ありがとうございます。細かいかもしれないんですけども、対象者というのは、
市はどのように何か把握されるんですか。

事務局 それにつきましては、医療機関から治療ですとか処方されたいわゆる診療報酬の
内容が市に連携されますので、それを分析させていただきまして、そこから抽出す
るというような形になっております。

公益R 分かりました。ありがとうございます。新規の事業ということで、取組みを進め
ていただきまして、我々もしっかりと勉強したいと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますか。

被保T 質問をさせていただきたいんですが、例えば今の薬剤併用禁忌予防啓発というと
ころで、実際保健指導をするのは薬剤師の方でしょうか、それとも受診勧奨は外部
委託とかあったと思うんですけども、そういった外部委託の機関になるんでしょ
うか。

事務局 現時点の受診につきましては、他の保健指導をしている事業と同じように委託で
そういった事業者に依頼することを考えています。東京都の取組みといたしまして、
地域の薬剤師会と連携をするようなアドバイスもいただいております。

ますので、まずは対象者を抽出してその後に実際に通知、保健指導をするまでには、薬剤師会に確認をさせていただいて、指導をしていければというふうに考えております。

被保 T ありがとうございます。

会長 よろしいですか。

事務局 補足です。重複頻回受診の人数とか規模感のところなんですけれども、今回お配りしている資料 3 をご覧いただきたいんですけれども、この資料の 60 ページに重複・頻回受診、重複・多剤服薬者の割合ということで表になっています。

図表の 1 番上こちらが令和 4 年度の国保の受診と服薬で重複・頻回を載せている形になります。月別の表になっていますけれども、右から 4 列目、年間人数というところがだいたいそれぞれの人数になっております。こちらの人数これだけいるんですけど、疾病の内容を見ますと、中には精神疾患の方がいらっしゃると思いますので、指導がちょっと難しいという内容が含まれておりますが、対象者ややり方については医師会ですとか、あと歯科医師会にご協力をいただいて検討していきたいなというふうには思っております。

会長 ありがとうございます。他に何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

公益 R すみません、もう 1 つ。今のところでちょっと関連しているかと。重複とか頻回受診というのは、各医療機関や調剤薬局で事前に分かるものなんでしょうか。

事務局 基本的にそこにずっと通われている、そういったことであれば、前の通院とかその処方された通院というのが分かる範囲であればこういったことは起きづらいと思いますが、例えばいろんな病院の薬ですとかというとなかなか把握するのが難しい、そういったところを把握するためのお薬手帳であるというようなところがあります。

現在、各医療機関で整備が進んでおりますオンライン資格確認というシステムを

使って受診された方が同意をされれば、そういった治療の内容、詳細というのが医療機関や薬局でも確認できるというような状況ではございますが、そういった状況が整うまでは、この事業で順次確認をしていければと考えております。

公益R 分かりました。

医療H 今の点について補足しますと、オンライン資格確認で、過去のデータをあたかもいつでも見られるように思われていますが、見られるようになるのは約3箇月後です。だから、診察の時は過去のレセプトを見てるだけなので全体を見ているわけではありませんから、同じ月に何か所も回ったらその月の情報はオンライン資格でも分かりません。その点知られてないのでそこは周知していただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。そういうことでございます。他にご意見、ご質問等々ございますか。よろしいでしょうか。

いろいろありがとうございました。皆様からのご意見を伺ったところ、検討の方向性等には問題はないというご意見と思われますので、事務局が引き続き計画案の策定を進め、次回の会議において当協議会としての答申を提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異義ありませんか。

(「なし」という声)

会長 ありがとうございます。では、答申文案については、本日頂いたご意見も踏まえまして、私の方でまとめさせていただき、後日皆様にご確認いただきますのでよろしくお願いいたします。続いて、事務局から事務連絡等ありましたらお願いします。

(事務局から事務連絡) ※質問等なし

会長 それでは、本日の案件は全て終了しました。以上をもちまして、第3回調布市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご参集いた

だきありがとうございました。